桂川町農業委員会第3回総会議事録

1 開催日時 令和2年6月5日(金) 午後1時30分~2時30分

2 開催場所 桂川町役場 301会議室

3 出席委員 10名

正議長	藤春 郁夫	5		最適化推進委員	
副議長	原中輝司	6		11	中嶋團次
1	都田光義	7	野村邦博	12	平塚重義
2	竹本貞男	8	林 英 明	13	久保正澄
3	神﨑宏昭	9	高嶋征敏	14	大塚清文
4	金田義幸	10	原 中 壽		

- 4 欠席委員 2名
- 5 議事日程

議事録署名委員の指名

- (1)議 案 第4号 農地法第5条の規定による許可申請について
- (2)議 案 第5号 桂川町農用地利用集積計画の決定について
- (3)議 案 第6号 桂川町農用地利用集積計画の決定について (所有権移転)
- (4)報告事項 第1号 農地法第18条委第6項の規定による届出について
- (5)報告事項 第2号 農地改良行為届について
- (6) その他
- 6 農業委員会事務局職員

 事務局長
 大屋
 智久

 係
 長
 藤木秀臣

 書
 記
 原田海世

7 会議の概要

事務局

ご起立お願いします。

只今より令和2年度第3回農業委員会総会を開催いたします。姿勢を 正してください、礼。御着席ください。

これより農業委員会会議規則第4条の規定により、藤春会長に執り行っていただきます。よろしくお願いします。

(会長あいさつ)

(現地確認へ)

議長

只今より令和2年度第3回桂川町農業委員会総会を開催いたします。 本日の出席委員は12名中10名出席で定足数に達しておりますので総会は成立しております。5番山邊俊明委員、6番古野隆雄委員より欠席の旨、通告がありましたのでご報告いたします。

それでは議事録署名委員及び会議書記を、議長から指名させていただく事にご異議ありませんか。

会 場

(異議なしの声)

議長

それでは議事録署名委員を1番都田光義委員、10番原中壽委員にお願いします。なお、会議書記には農業委員会事務局の原田氏を指名いたします。

議案第4号、農地法第5条の規定による許可申請について議案に供します。地区担当の高嶋委員より説明をお願いします。

高嶋委員

ご報告いたします。今回の申請地につきましては、5月27日に農業委員会事務局の、堀之内及び原田書記の立ち合いのもと、現地確認を行いました。申請者の〇〇〇氏が販売車両展示場として利用するため、農地の転用申請が出されております。すでに地元の水利関係者との協議も行われまして、同意も得られております。特に問題はないと判断いたしまして、ここにご審議をよろしくお願いいたします。尚、前回林委員からご指摘のありました点については厳重に注意をしておりますので、以上申し上げます。

議長

はい、ありがとうございました。事務局から説明の前に課長からご報告 をお願いします。 事 務 局

この議案の関係ですけれども、前回の総会におきまして林委員からご 指摘のありました農業委員会を通すことなく、表土をはいでいた件です が、事務局の指導が遅れたということで大変ご迷惑をおかけしましたこ とをお詫びするとともに、今後このような事がないように事務局もやっ ていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。以上でございま す。

議 長

続きまして事務局より説明をお願いいたします。

事 務 局

【議案書に基づき説明】

議長

ありがとうございました。これより質疑に入ります。質問、ご意見等は ございませんか。

野村委員

勾配は44mで10cmということですか。7ページの図面ですけど。

事務局

県道が40cmで町道が30cmです。

野村委員

町道の方にU字溝があるんですね。

議長

今車で行った所側にU字溝があるということでしょう。

高嶋委員

県道の方が高いんですね。

事 務 局

そうですね。

高嶋委員

○○さんの所の境の土地はそのままですか。

事務局

はい、そのままです。

林 委 員

里道がありますよね。

事 務 局

わかりにくいかもしれないですけど、5ページの下側のB´側です。町の里道があります。

林 委 員

里道は通れるようにするんですか。高さを同じようにして。

事務局

いえ、里道はそのままの状態になります。

林 委 員 下げるんですか。通れないでしょう。あげてもらわないとしょうがない んじゃないんですか。

事務局 そうですね。里道だけが下がる形になりますね。

ここが一つ問題があるのが、里道の県道側にブロック塀があるような 形なんです。5ページの図でいいますと、下側が黒くぬっているのが、塀 になるんですけど、県道側にL形で入っていますよね。

林 委 員 L形の所から入ったらいいんじゃないんですか。

事務局 そうですね、少し回って入るような形で

林 委 員 この側を歩いていけるようにしたほうがいいんじゃないんですか。

議 長 はたして里道をどれだけの人が利用するかですよね。

林 委 員 今は誰も使ってないですよ。ただ、下げたらおかしいですよね。

野村委員 里道の管理は誰がするんですか。生産組合ですか。

高 嶋 委 員 〇〇さんの農家排水がそのまま里道の所に出てきてるんですよね。ここを埋めると排水のパイプがですね。どうするんだろうかと思って。

事務局 里道を埋めてしまうとですね。

高 嶋 委 員 最初行ったときに、扱わないという事だったんで、それならそれでいい と思ってたんですけど、扱えば〇〇さん宅が排水ができなくなるので。

久保推進委員 水路はなかったんですか。

林 委 員 その水は結局流れるところがなくなるんじゃないですか。埋めたら流 れる所がなくなりますよ。

事務局 そうなります。埋めればですね。

林 委 員 ここを上げないといけないんじゃないんですか。

高嶋委員

○○さんが家を建てた時の穴だから、大雨が降れば別ですけど、今は出てこないですね。ただ、絶対出てこないとはいえないじゃないですか。もし、大雨が降り続いた時は、そこを埋めるとまずいだろうなと思って、どうかと聞いたら扱わないという事だったので。

金田委員

隣接している人は納得しているんでしょう。

高嶋委員

そうでしょうね。もう扱わないと決めているんでしたらですね。そこを 削って、埋め立ててとかは。穴は埋めないほうがいいですね。

林 委 員

埋めないほうがいいけど、里道を残すんなら下がるじゃないないですか。かえって危ないですよ。

議長

里道は町の持ち物でしょう。

事 務 局

はい、町の持ち物です。管理も町です。

林 委 員

この人も困りますよね。土留めしないといけないですよね。

高嶋委員

これは今どうなってるんですか。○○さんですか。

事 務 局

境のブロックを誰がしたかということでしょうか。おそらく〇〇さんだと思います。

林 委 員

○○さんじゃないでしょう。

事務局

○○さんと、県道側がまた別の方です。このブロックは相当昔からありますからね。

議長

一応、里道の話が今ありましたけど、この部分については建設課と話を して進めてもらうという形をとらせていただきます。

林 委 員

打ち合わせがすんだら、私に連絡ください。そのままだと危ないので。

議長

そのほかに質問等はございますか。なければ採決いたします。議案第4号、農地法第5条の規定による許可申請について原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

全 委 員 (挙手)

議 長 ありがとうございました。全員賛成ですので議案第4号は原案のとおり決定しました。続きまして議案第5号、桂川町農用地利用集積計画の決定について議案に供します。事務局より説明をお願いします。

事務局【議案書に基づき説明】

今月の農業経営基盤強化促進法第18条第1項に規定する案件令和2年6月8日から令和5年6月7日 3年 賃貸借権通年 田 水稲 13,493㎡ 9筆 貸手3 借手3令和2年6月8日から令和8年6月7日 6年 賃貸借権通年 田 水稲 1,921㎡ 1筆 貸手1 借手1令和2年6月8日から令和12年6月7日 10年 賃貸借権通年 田 水稲 6,075㎡ 3筆 貸手2 借手2

議 長 ありがとうございました。これより質疑に入ります。質問、ご意見等は ございますか。

それでは採決いたします。議案第5号桂川町農用地利用集積計画の決定について原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

全 委 員 (挙手)

議 長 全員賛成ですので、議案第5号は原案のとおり決定いたしました。 議案第6号に入ります前に、4番の金田委員が関係者となりますので、 一旦退席をお願いします。

金田委員 (退席)

議 長 議案第6号、桂川町農用地利用集積計画、所有権移転の決定についての 議案に供します。事務局より説明をお願いします。

事務局 【議案書に基づき説明】

議 長 ありがとうございました。これより質疑に入ります。質問ご意見等はご ざいますか。

無ければ採決いたします。議案第6号、桂川町農用地利用集積計画、所有権移転の決定について原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を

お願いします。

全 委 員 (挙手)

議 長 全員賛成ですので、議案第6号は原案のとおり決定しました。

(金田委員 着席)

続きまして報告事項第1号、農地法第18条第6項の規定による届出 について事務局より説明をお願いします。

事務局【議案書に基づき説明】

議 長 ありがとうございます。この合意解約は面積が2町2反ということで 場所がどの辺かわからなかったものですから、写真をのせております。で きれば地元の神崎委員に対応をお願いしたいと思います。

神崎委員 事前に解約したいという相談はうけておりまして、解約してきたその日にもお会いして話をしたんですが、奥さんの〇〇〇○さんは全く農業のことを知らない方で、借り手の〇〇さんが借りてから5年間どういう風に管理されてたかっていうのは、うすうすは聞いていたけど、実際こういう状況になっているというのはわかっていなかったみたいで、何がきっかけで解約されたのかは知らないんですが、だれかを紹介してほしいと地元の方にお話をされたみたいです。ただし、条件の良い所しか借りた

くないという事で、それでも良いだろうかという事をいわれたんですが、 条件の悪い所は地権者の○○さんが管理をしていかないといけないです よという話をしたところ、一括で貸したいという事でした。一括だとこれ だけの面積ですので、ちょっと難しいので今度6月の半ばぐらいに早苗 饗の集まりがありますので、その時に九郎丸全体でどうにかできないか という事で話をしようとは思っております。ただし、条件の悪い、トラク ターが全く入らないような所もありますので、写真の左側の所とかは、よ しが生え茂っていて人力じゃないと管理できない状況になっていますの で、そういった所も含めて九郎丸全体で話し合いをして何か方向性を見

野村委員 今年は米は作れないんですか。

つけていきたいなとは思っております。

神崎委員 全部休耕されるそうです。管理に関しては、条件のいい所だけ、田んぼ

をすいていただく方を見つけてきてます。

議 長 その辺は九郎丸の委員さんもいらっしゃいますので、よろしくお願い します。報告事項第1号をおわります。

> 続きまして報告事項第2号、農地改良行為届について、事務局より説明 をお願いします。

事務局【議案書に基づき説明】

議 長 これより質疑に入ります。

神崎委員 農地改良行為については、届出だけすれば自由に改良はして良いということですか。それとも農業委員は事後報告だけ聞くという事なんですか。

議 長 農地に関して切土、盛土する時には改良届を出すことになります。いいですよと許可が出てから始めてできるんですけど。今回みたいに、期間が終わっているのは、事後承諾みたいな感じでしょ。

大塚推進委員 報告であげるんでしょ。

議 長 報告であげても、一応許可はいるでしょう。

大塚推進委員 事務局の受付としてどういう形でまわしてるんですか。最終的に農業 委員会の会長が印鑑を押していればいいとなれば報告になるんですよ ね。

事務局 そこは次回の総会でご報告させていただきます。この農地改良行為につきましては大体事前に出される事が少ないです。

議 長 つづきましてその他事項を事務局よりお願いします。

事務局 その他事項

・退任式と記念写真撮影について

次回の農業委員会は7月10日金曜日に行います。以上をもちまして 桂川町農業委員会第3回総会を閉会します。

この届出の関係につきましては次の総会で報告させていただきます。

以上、	会議の顛末を記録し、	その相違なきことを証明する	ため署名する。
<u>諸</u>	養事録署名人		
<u>諸</u>	養事録署名人		